

制定 平成28年6月10日
20160425商第6号
最終改正 令和4年5月10日
2022427保第12号

高圧ガス保安経済産業大臣表彰実施要領

高圧ガス保安に関し、高圧ガスによる災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所や、長年にわたり高圧ガス保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって高圧ガス保安を推進するため、この要領に基づいて高圧ガス保安経済産業大臣表彰を行うものとする。

1. 表彰実施者

経済産業大臣

2. 表彰の実施時期

原則として、毎年10月に1回行う。

3. 表彰式の場所

東京都内（予定）

（高圧ガス保安全国大会の開催と併せて行う。）

4. 表彰の種類及び表彰数

（1）表彰の種類：

①優良製造所

②優良販売業者（液化石油ガス販売事業者を含む。）、優良貯蔵所所有者及び優良特定高圧ガス消費者（以下「優良販売業者等」という。）

③保安功労者

④優良製造保安責任者、優良販売主任者、優良業務主任者及び優良取扱主任者（以下「優良製造保安責任者等」という。）

（2）表彰数：

①優良製造所及び②優良販売業者等 合計25件以内

③保安功労者 30名以内

④優良製造保安責任者等 10名以内

5. 表彰の対象

高圧ガス保安に関し、極めて顕著な功績等を上げた事業所、事業者、個人等であって、原則として、以下に掲げる要件に該当するものとする。なお、(1)にあつては、過去に大臣表彰の受賞歴がある場合であっても、前回の受賞から20年を経過しているものは、表彰の対象とすることができる。

(1) 優良製造所及び優良販売業者等については、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- イ 各施設の設定備構造や、製造、販売、消費の方法等の保安上の措置が特に優れていること。
- ロ 保安管理体制が整備されているなど、保安上の職制が模範的であり、管理責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底しており、かつ、保安に関して積極的な熱意を持っていること。
- ハ 高圧ガス保安の関係法令等の違反がなく、他の模範として表彰することが適当と認められること。

(2) 保安功労者については、次の各号のいずれか一つに該当し、他の模範として表彰することが適当と認められる者であること。

- イ 高圧ガスの製造、販売若しくは貯蔵又は特定高圧ガスの消費に現在従事する者であつて、高圧ガスに関する学識経験が深く、自身の所属する高圧ガス事業所等において保安に関する管理技術及び教育の面において優秀な功績を有し、かつ、高圧ガス保安の関係団体における保安活動に尽力する等、高圧ガス保安に関し、特に功労がある者であること（原則として、高圧ガス事業所等において15年以上又は高圧ガス保安の関係団体において20年以上その業務に従事している者を対象とする。）。
- ロ 高圧ガスに係る災害や事故を事前に察知し、身をもって、これを未然に防止し、又は既に発生した事故の拡大を防止し、もって公共の安全の確保に多大な貢献をしたことがあること（当該事故の原因が自己の職務上の責任に帰されない場合に限る。）。
- ハ 高圧ガス保安に係る研究、啓発及び指導並びに高圧ガス機器の製造等の高圧ガス事業に密接な関連を有する分野において、高圧ガス保安のため特に顕著な功績を上げた者であること。

(3) 優良製造保安責任者等については、次に該当するものであること。

高圧ガスに関する経験が深く、高圧ガス事業所等において保安の確保と安全指導に模範的な製造保安責任者等として長年精勤し、その人格、業績等が表彰に値するものであること。

6. 表彰に係る推薦書等

- (1) 表彰の種類別の推薦件数及び推薦書様式は次のとおりとする。なお、高圧ガス保安協会については、保安功労者の推薦件数を3件以内とする。

事項 表彰の種類	各産業保安監督部所管事業者等に係る推薦件数	各都道府県所管事業者等に係る推薦件数	各全国団体推薦件数	推薦書様式
①優良製造所	—	2件以内	—	様式1
②優良販売業者等	2件以内	2件以内	—	様式1
③保安功労者	2件以内	2件以内	1件以内	様式2
④優良製造保安責任者等	2件以内	2件以内	—	様式3

(2) 推薦書の提出期限、提出先等

- イ 各都道府県は、7月1日までに所轄産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。上記の表及び以下において同じ。）へ推薦書及び添付書類を2部提出すること。
- ロ 各産業保安監督部は、各都道府県推薦のものと当該産業保安監督部推薦のものを区別した上で、それらの当該産業保安監督部管内の順位を付して、8月20日までに商務情報政策局産業保安グループ高圧ガス保安室へ推薦書及び添付書類を1部提出すること。
- ハ 各全国団体は、7月31日までに商務情報政策局産業保安グループ高圧ガス保安室へ推薦書及び添付書類を1部提出すること。
- ニ 推薦書には、表彰の評価対象項目について、事業所にあつては保安上の管理組織、技術、教育等で特に優れていることを示す補足資料を、個人にあつては高圧ガス保安に関する事項を主とする本人の履歴書及び功績の内容について詳細に記載した補足資料を、それぞれ添付すること。
- ホ 上記の書類の提出期限は厳守すること。

7. 審査及び決定

- (1) 経済産業大臣は、6.に基づいて提出があつたものについて、技術総括・保安審議官が別に定めるところにより設置する高圧ガス保安経済産業大臣表彰審査会において審査し、特に優良と認められたものを、高圧ガス保安経済産業大臣表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）として決定する。
- (2) 技術総括・保安審議官は、(1)により決定された被表彰者を各産業保安監督部長

（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）及び関係団体の長に通知する。また、各産業保安監督部長は、被表彰者を所管管内の都道府県知事に通知する。

優良製造所及び優良販売業者等推薦書

表彰の種類		推薦産業保安監督部、都道府県名：
(ふりがな) 1 事業所名		
2 所在地		〒 (電話)
3 代表者名		
4 許可年月日等		年 月 日 (許可番号：)
5 従業員数		従業員数 (名) うち保安部門 (名)
6 高圧ガスの製造又は販売年数及び事業の概要		年 ヶ月 (取扱いガスの種類：) ※過去に大臣表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞をした年月を記載するとともに、当該受賞に係る表彰日を、製造又は販売年数の起算日とすること。
7 従業員の免状の所有状況		(1) 製造保安責任者 名 (2) 販売主任者 名 (3) 液化石油ガス設備士 名 (4) 取扱主任者 名
表彰の種類に応じた業務に必要な免状所有者数÷保安部門及び表彰の種類に応じた業務部門に所属する従業員数 (%)		%
8 保安管理	設備構造及び保安上の措置状況	
	規程類の整備・活用、保安管理の組織の整備及び保安要員の配備状況	
	上記のうち、リスクアセスメント等の取組状況	※リスクアセスメント（コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）の適用を受ける特定製造事業者以外の事業所等にあつては、危険予知訓練、ヒヤリハット等を含む。）に関して、実施規程の整備、実施のための組織・人員の配置等がなされており、成果を上げている場合は、当該内容を記載すること。
	施設等についての保安上の改善状況	
9 保安技術	社(所)内における技術情報の整備、活用状況及び研究実績	
	公的機関、団体等における保安関係の委員会、研究会等への参加状況	
	I・O・T、ビックデータ等の新技術等の導入状況	
	上記のうち、導入した技術の効果の検証及び改善の取組状況	※I・O・T、ビックデータ等を積極的に活用するとともに、その効果を適切に検証し、改善の取組を行っている場合は、当該内容を記載すること。
10 保安教育	社(所)内における保安関係の従業員教育の実施状況	
	上記のうち、技術伝承に着目した人材育成への取組状況	※現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている場合は、当該内容を記載すること。
	保安関係の研修会、講習会、防災訓練等への講師等の派遣又は参加状況	
11 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	有、無 (有の場合は、過去に緊急出動した実績、直近3年間以上の防災関係組織との連携状況、その他直近数年間の顕著な協力実績を記載。)	
12 保安団体に対する貢献		
13 過去における表彰、感謝状等の受賞歴		
14 耐震性向上への取組状況	○耐震設計設備基準通達への適合の有無 有、無 (対象設備を有していない場合はその旨を記載。適合しているか未確認である場合は「無」とする。) ※耐震設計設備基準通達とは、次の通達をいう。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(球形貯槽・横置円筒形貯槽) (57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(塔類) (58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽) (59立局第575号) ○耐震通知に基づく都道府県への報告の有無 有、無 (報告対象の対象設備を有していない場合はその旨を記載。) ※耐震通知とは、「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平成26年5月21日付け20140519商局第1号)」をいう。	
15 高圧法及び液石法に係る事故歴(20年間)	○平成28年以降の高圧法に係る事故：A・B1・B2・C1級の区分及び内容 ○平成27年以前の高圧法に係る事故：A・B・C級の区分及び内容 ○液石法に係る事故：A・B・C級の区分及び内容	
16 高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容	有、無 (有の場合の具体的内容)	
17 その他の法令違反等の有無及び内容	有、無 (有の場合の具体的内容)	
18 推薦意見		

(注)

- 1 事業所名は、旧字体、新字体の別を正確に記載すること。
- 2 表彰の種類欄には、優良製造所、優良販売業者(液化石油ガス販売事業者)、優良貯蔵所又は優良特定高圧ガス消費者の別を記入すること。なお、記入に当たっては推薦書等を確認し、記入間違いが生じないよう十分注意すること。
- 3 事業の概要は、当該高圧ガスをいつから取り扱っているか等を具体的に記載すること。
- 4 推薦意見は、できるだけ具体的に記載すること。

保安功労者推薦書

推薦産業保安監督部、都道府県名：

1	(ふりがな) 氏名 (現住所)	(〒) (電話))
2	所属(役職名) (所属先住所)	(〒) (電話))
3	略歴	
4	製造所等従事年数	年 月 日 ※高圧ガス保安関係の職務に従事した年数を記入すること。
5	保安団体従事年数	年 月 日
6	保安団体への主要な 関わり	会長・副会長： 年 月 日 理事： 年 月 日
7	受賞時年齢	年 月 日生 (才)
8 保安 に 関 する 功 績	所属する事業所等における保安管理技術、保安教育等に関する実績 上記のうち、リスクアセスメント等の取組状況	※リスクアセスメント(コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)の適用を受ける特定製造事業者以外の事業所等にあつては、危険予知訓練、ヒヤリハット等を含む。)に関して、実施規程の整備、実施のための組織・人員の配置等がなされており、成果を上げている場合は、当該内容を記載すること。
	上記のうち、技術伝承に着目した人材育成への取組状況	※現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている場合は、当該内容を記載すること。
	公的機関、団体等の保安関係の委員等としての実績及び研修会、講習会、防災訓練の講師等に関する実績	
	保安に関する改善・考案等の実績	
	I o T、ビックデータ等の新技術等の導入状況 上記のうち、導入した技術の効果の検証及び改善の取組状況	※I o T、ビックデータ等を積極的に活用するとともに、その効果を適切に検証し、改善の取組を行っている場合は、当該内容を記載すること。
9	災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	有、無 (有の場合は、過去に緊急出動した実績、直近3年間以上の防災関係組織との連携状況、その他直近数年間の顕著な協力実績を記載。)
10	過去における表彰、感謝状等の受賞歴	
11	耐震性向上への取組状況	○耐震設計設備基準通達への適合の有無 有、無(対象設備を有していない場合はその旨を記載。適合しているか未確認である場合は「無」とする。) ※耐震設計設備基準通達とは、次の通達をいう。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(球形貯槽・横置円筒形貯槽)(57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(塔類)(58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽)(59立局第575号) ○耐震通知に基づく都道府県への報告の有無 有、無(報告対象の対象設備を有していない場合はその旨を記載。) ※耐震通知とは、「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平成26年5月21日付け20140519商局第1号)」をいう。
12	高圧法及び液石法に係る事故歴(20年間)	○平成28年以降の高圧法に係る事故：A・B1・B2・C1級の区分及び内容 ○平成27年以前の高圧法に係る事故：A・B・C級の区分及び内容 ○液石法に係る事故：A・B・C級の区分及び内容
13	高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容	有、無 (有の場合の具体的内容)
14	その他の法令違反等の有無及び内容	有、無 (有の場合の具体的内容)
15	推薦意見	推薦項目(イ、ロ、ハ)の区分

(注)

- 1 氏名は、旧字体、新字体の別を正確に記載すること。
- 2 略歴欄は、高圧ガス事業所及び保安団体での経験年数、合計年数、担当職名等を記入すること。
- 3 事故歴は、本人に起因するものと、本人が役員等の責任の立場に在職中に発生したものを分けて記入すること。
- 4 推薦意見は、できるだけ具体的に記載すること。

表彰の種類		推薦産業保安監督部、都道府県名：
1	(ふりがな) 氏名 (現住所)	(〒) (電話))
2	所属(役職名) (所属先住所)	(〒) (電話))
3	略歴	
4	高圧ガスに係る従事年数	年 月 ※高圧ガス保安関係の職務に従事した年数とすること。
5	製造保安責任者等経験年数	年 月
6	保安団体従事年数	年 月
7	受賞時年齢	年 月 日生 (才)
8 保安に関する功績	所属する事業所等における保安管理技術、保安教育等に関する実績	
	上記のうち、リスクアセスメント等の取組状況	※リスクアセスメント(コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)の適用を受ける特定製造事業者以外の事業所等にあつては、危険予知訓練、ヒヤリハット等を含む。)に関して、実施規程の整備、実施のための組織・人員の配置等がなされており、成果を上げている場合は、当該内容を記載すること。
	上記のうち、技術伝承に着目した人材育成への取組状況	※現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている場合は、当該内容を記載すること。
	保安関係の研修会、講習会、防災訓練の講師等の安全指導に関する実績	
	保安に関する改善・考案等の実績	
I o T、ビックデータ等の新技術等の導入状況		
	上記のうち、導入した技術の効果の検証及び改善の取組状況	※I o T、ビックデータ等を積極的に活用するとともに、その効果を適切に検証し、改善の取組を行っている場合は、当該内容を記載すること。
9	災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	有、無 (有の場合は、過去に緊急出動した実績、直近3年間以上の防災関係組織との連携状況、その他直近数年間の顕著な協力実績を記載。)
10	過去における表彰、感謝状等の受賞歴	
11	耐震性向上への取組状況	○耐震設計設備基準通達への適合の有無 有、無(対象設備を有していない場合はその旨を記載。適合しているか未確認である場合は「無」とする。) ※耐震設計設備基準通達とは、次の通達をいう。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(球形貯槽・横置円筒形貯槽)(57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(塔類)(58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽)(59立局第575号) ○耐震通知に基づく都道府県への報告の有無 有、無(報告対象の対象設備を有していない場合はその旨を記載。) ※耐震通知とは、「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平成26年5月21日付け20140519商局第1号)」をいう。
12	高圧法及び液石法に係る事故歴(20年間)	○平成28年以降の高圧法に係る事故：A・B1・B2・C1級の区分及び内容 ○平成27年以前の高圧法に係る事故：A・B・C級の区分及び内容 ○液石法に係る事故：A・B・C級の区分及び内容
13	高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容	有、無 (有の場合の具体的内容)
14	その他の法令違反等の有無及び内容	有、無 (有の場合の具体的内容)
15	推薦意見	

(注)

- 1 氏名は、旧字体、新字体の別を正確に記載すること。
- 2 表彰の種類欄には、優良製造保安責任者、優良販売主任者、優良業務主任者又は優良取扱主任者の別を記入すること。なお、記入に当たっては、推薦書等を確認し、記入間違いの生じないよう十分注意すること。
- 3 事故歴は、本人に起因するものと、本人が役員等の責任的立場に在職中に発生したものを分けて記入すること。
- 4 推薦意見は、できるだけ具体的に記載すること。